

「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」本会議質問要旨

2021年5月12日（水）

立憲民主・社民 塩村あやか

男性の家事育児参画について

- ① 男性の家事育児参加割合が高い国の出生率は高く、低い国の出生率は低い調査結果についての受け止め。
(坂本少子化担当大臣)
- ② 更なる「男性の家事・育児参画」について、少子化担当大臣としての決意。
(坂本少子化担当大臣)

OECD諸国最低レベルの家族関係支出について

- ③ 家族関係支出と出生率は正の相関関係があるなか、新たな国費の投入をせず、子育て世代の中で予算の付け替えをした。新規財源を投入するほうが「国難である少子化対策」になると考えなかったのか。
(坂本少子化担当大臣)
- ④ 今回の子育て世帯間での予算付け替えという政策決定をどのような調査・比較をして行ったのか。EBPM（科学的根拠）で示せ。
(坂本少子化担当大臣)

特例給付の廃止・縮小について

- ⑤ 民主党政権時にこども手当が導入されてから今まで、全世帯への給付をしてきたが、今回の改正で初めて児童手当を受け取れない世帯が発生し、影響を受ける子どもは61万人に及ぶ。大臣も「児童手当は少子化対策」と答弁していることから、明らかに子育て支援の拡充に逆行する。誤ったメッセージを子育て世帯に送ったが、大臣はその懸念は持たなかったのか。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑥ 大臣は特例給付の廃止に係る出生の抑制について「その影響は限定的ではないか」と答弁している。調査結果をみると、子育て世帯の第2子以降の希望は激減し、特例給付の廃止・縮小は少子化を加速させる政策である。大臣の言う「限定的であっても、出生に抑制がかかる」政策を進める意義と効果は。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑦ 不妊治療の所得制限撤廃や、幼児教育・保育の無償化の恩恵も受けられず、待機児童の当事者でもない世帯に対し、政府はどのような支援を行うのか。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑧ 社会政策において、所得制限を設けない普遍主義を取る政策と、所得制限を設ける選別主義を取る政策について、政府は何を基準に政策決定しているのか。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑨ 所得制限の額を「政令」で定める法改正だが、今後は国会を通さず所得制限が引き下げられ、対象外の子ども達が増えることになる懸念がある。今後、所得制限額の引き下げ可能性はあるか。
(坂本少子化担当大臣)

- ⑩ 多様な家族について。父母が夫婦別姓で入籍せず、仕事の都合で別居、住民票も別。母が年収 1200 万円を超えており、父はその半額。生まれた子どもは父に認知され、父の戸籍に入り、住民票も父方にある。こうしたケースは父と一緒にということであり、児童手当の満額支給で間違いはないか。また、支給判断は何を基準にするのか。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑪ 多子世帯を勘案していないこと、世帯合算としなかった理由。今後の見直しの可能性は。
(坂本少子化担当大臣)

事業主拠出金について

- ⑫ 経済界と協議をし、「1/6 を超えない範囲内」から「1/5 を超えない範囲内」と引き上げた。こちらは法文に明確に数字が記されており、国会を通さないとこれ以上の引き上げも将来的な引き下げもできない。将来的には待機児童は確実に減少するが、その場合は事業主拠出金の引き下げや廃止はあり得るのか。
(坂本少子化担当大臣)

保育士不足（通知改定）

- ⑬ 委託費の弾力運用が原因で、保育士の給与が公定人件費と実際の年収に 200 万円近い差が出ている。大臣の受け止めと、是正の必要性は。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑭ 通知改定により大臣は「自治体が保育園に説明を求めることができるようになった」と言うが、自治体の「監査基準にはしない」と強調している。その理由は。
(坂本少子化担当大臣)
- ⑮ 保育の質と保育士不足を解消するためには、人件費も含めて監査の対象とすること。そして、委託費の弾力運用に一定の縛りを少子化担当大臣のリーダーシップでかけることが重要。大臣の考えと、今後のリーダーシップの発揮はあるか。
(坂本少子化担当大臣)

くるみん・プラチナくるみん助成金

- ⑯ 助成額 50 万円の根拠。
(坂本少子化担当大臣)

そのほか、少子化対策に資する政策

- ⑰ 無痛分娩の負担軽減（費用負担・産科麻酔学等の拡充）、日本の現状、出産一時金の拡充を含めた政府と大臣の考え。
(田村厚生労働大臣)
- ⑱ 痛くない婦人科健診（乳がん）推進について、政府の取組みと見解。
(田村厚生労働大臣)
- ⑲ 子宮頸がんワクチンの副反応に関する調査結果の把握、自治体の動き、それらを踏まえた政府の分析と見解。
(田村厚生労働大臣)

⑳ 不妊治療では流産が多く、その処置は未だに多くが危険な掻爬法で行われている。世界では安全な方法として、先進国や OECD 含め 77 か国で飲み薬での流産・中絶が行われている。大臣はこの事実をご存じだったか。 (坂本少子化担当大臣)

㉑ 不妊治療の保険適用と同時に、飲み薬での流産手術も保険適用とすべき。少子化担当大臣の考えと、今後の見通しを厚労大臣に伺う。

(坂本少子化担当大臣・田村厚生労働大臣)

㉒ 本気で少子化対策をするのであれば、現在 4 割近い非正規雇用、特に不安定なフリーランスのカップルへの支援が重要。「育休制度」のないフリーランスへの支援が重要だが、見解、そして今後の取組を両大臣に伺う。

(坂本少子化担当大臣・田村厚生労働大臣)